

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案要綱

第一 漁船損害等補償法の一部改正

一 漁船保険組合の設立認可の要件等の見直し及び漁船保険中央会の廃止

- (一) 漁船保険組合（以下「組合」という。）の種類及び区域の制限を廃止すること。（旧第七条関係）
- (二) 組合の発起人及び定款等作成委員の数は、五人以上でなければならぬものとし、組合は、組合員が五人未満になったことによつて解散するものとする。

（第十一条、第十三条第二項及び第五十条第四項関係）

- (三) 組合の設立認可の要件として、保険金の支払に充てることができる資産の額が、大規模な事故が生じた場合においても保険金を確実に支払うために必要かつ適当なものとして政令で定める額に満たないときに該当しないと認められるときを追加すること。

（第十六条第一項第三号関係）

- (四) 解散した組合の残余財産は、定款で定めるところにより選定された組合又は漁業共済団体に帰属するものとし、これにより処分されない財産は、国庫に帰属するものとする。

(第十九条第二項及び第六十条関係)

- (五) 組合の総会の議決事項として、毎事業年度の事業計画の作成及び変更並びに毎事業年度内における借入金の限度額を追加すること。
(第四十二条第三号及び第四号関係)

- (六) 組合の総代の定数は、総組合員の四分の一以上でなければならないものとする。ただし、総組合員が四百人を超える組合にあつては、百人以上であることをもつて足りるものとする。
(第四十六条第三項関係)

- (七) 農林水産大臣は、組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならないものとする。
(第八十五条第三項関係)

- (八) 農林水産大臣は、組合の財産の状況に照らして、組合の事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、事業の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命じ、その他監督上必要な措置を命じることができるものとする。
(第八十六条第一項関係)

- (九) 漁船保険中央会(以下「中央会」という。)を廃止すること。
(旧第四章関係)

二 漁船保険等の填補範囲の拡大等

(一) 普通損害保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険の填補範囲に、戦争、変乱

その他政令で定めるこれらに準ずるものによる滅失、沈没、損傷その他の事故を含めるとともに、特殊保険を廃止すること。
(第三条関係)

(二) 農林水産大臣は、漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険（いずれも特約により特定事故（戦争、変乱その他政令で定めるこれらに準ずるものによって生じた事故をいう。以下同じ。）により支払われる保険金に係る部分（以下「特定特約部分」という。）に限る。）の保険料率についての保険約款の変更を命ずることができるものとする。

（第四十四条の二第三項関係）

(三) 保険料率を次のとおり定めること。

1 普通損害保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険の純保険料率は、基本部分（特定事故以外の事故により支払われる保険金に係る部分をいう。以下同じ。）及び特定特約部分ごと（漁船船主責任保険にあつては、填補区分ごと並びに基本部分及び特定特約部分ごと）に定

め、これらの保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出（漁船乗組船主保険にあつては、純保険料の収入と保険金の支出）とが長期的に均衡を保つように定めなければならないこと。

2 普通損害保険、漁船船主責任保険（支払われる保険金の金額が比較的少ないと見込まれる填補区分（以下「特定填補区分」という。）を除く。）及び漁船積荷保険の基本部分の純保険料率は、これらの保険の基本部分に係る危険率を基礎として、農林水産大臣が危険区分ごとに定める率（普通損害保険にあつては、農林水産大臣が危険区分ごとに定める通常純保険料率と異常純保険料率とを合計して得た率）としなければならないこと。

3 普通損害保険、漁船船主責任保険（特定填補区分を除く。）及び漁船積荷保険の特定特約部分の純保険料率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならないこと。

4 漁船船主責任保険（特定填補区分に限る。）及び漁船乗組船主保険の純保険料率は、これらの保険に係る危険率を基礎として定めなければならないこと。

(第百十三條の四、第百十八條の二、第百二十四條及び第百二十六條の三關係)

- (四) 特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する等の責めを負わないこと。

(第百十三條の六第一項、第百十三條の十二第一項、第百十九條第一項、第百二十五條第一項及び

第百二十六條の四第一項關係)

- (五) 組合は、漁船保險、漁船船主責任保險、漁船乗組船主保險及び漁船積荷保險に係る特定事故が発生

したと認めるときは、遲滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に通知しなければならぬものとする。

(第百三十四條第二項關係)

三 その他

中央会の廢止等に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

第二 漁業災害補償法の一部改正

一 養殖共済に係る規定の整備

- (一) 全員加入制度の廢止

都道府県知事が定める一定の水域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の全員から当該種類の養殖業に係る養殖共済の共済契約の締結の申込みがあつたときに限り、共済契約を締結できることとする制限を廃止すること。

(旧第百十八条第三項関係)

(二) 内水面養殖業に係る規定の整備

共済契約の締結の制限及び共済責任期間について、内水面において営む養殖業に係る規定を整備すること。

(第百十八条第一項及び第百十九条関係)

(三) その他

全員加入制度の廃止等に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

二 特定養殖共済の義務加入制度の見直し

都道府県知事が定める区域ごとに特定養殖業者の三分の二以上が特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをした場合等において、当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みを義務付ける特定養殖業者の範囲について、政令で定める要件に該当する者に限定すること。

(第百二十五条の六第一項関係)

三 残余財産の帰属

漁業共済団体の残余財産について、出資口数に応じた分配の結果なお残余財産がある場合は、定款で定めるところにより、漁業共済団体又は漁船保険組合に帰属し、これにより処分されない財産は、国庫に帰属するものとする。

(第五十九条第三項及び第六十七条第四項関係)

第三 漁船乗組員給与保険法の廃止

漁船乗組員給与保険法を廃止すること。

第四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の一(一)から(三)まで及び八については公布の日、第二の一(二)については公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

第五 経過措置等

一 この法律の公布の日に現に存する組合は、その日において第一の一(三)により追加された要件を満たし

、設立の認可を受けたものとみなすとともに、当該認可を受けたものとみなされた組合については、第一の一(八)は、この法律の施行の時までは、適用しないものとする。こと。
(附則第二条第一項関係)

二 一の認可を受けたものとみなされた組合は、この法律の施行の際現に有する保険金の支払に充てることのできる資産の額が第一の一(三)の政令で定める額に満たないときは、この法律の施行の時において解散するものとする。こと。
(附則第三条第一項関係)

三 中央会は、この法律の施行の時において解散するものとする。こと。
(附則第四条第一項関係)

四 解散する中央会の一切の権利及び義務を承継しようとする組合は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に申し出ることができるものとし、農林水産大臣がその申出を承認した場合には、その承認を受けた組合は、中央会の解散の時に、その一切の権利及び義務を承継するものとする。こと。
(附則第四条第二項及び第三項関係)

五 その他所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行う。こと。